

## ソビエト民法と精神的損害の賠償

直 川 誠 蔵

### Ⅰ ソビエト民法における損害賠償の対象範囲

### Ⅱ 一二年民法典のもとにおける精神的損害の賠償の

否定論

### Ⅲ 現行民法典のもとにおける精神的損害の賠償の肯

定論

ソビエト民法において精神的損害はどのように取扱われているか、それを損害賠償の対象としているのか否か、という問題は実定法上その賠償を認めるわが国の民法との比較において興味をひくテーマであるばかりでなく、社会主義の制度を体现するとされるソビエト民法で「精神的」なものの位置づけがどのようになされているか、という視点からも検討に値するものと思われる。物質的・財産的なものとの対極においてとらえられる「精神的」なものは、民法においていわゆる不法行為法の分野だけに現れるのではないことは勿論であるが、筆者は今回の比研三〇周年記念論文集欧文篇のために主としてソビエトの研究者を讀者に想定しつつ日本の慰謝料制度をテーマとする一篇（露文）を先に準備した<sup>1)</sup>ので、なるべくこれに見合うかたちで日本の研究者を対象にソ連の制度について本稿をとりまとめるこ

ととした。

主題に直接、間接に関連する研究業績はわが国においても若干は存在し、なかんずく藤田論文「ソビエト法における損害賠償責任」<sup>(2)</sup>は必見の論文であるが、ここでは副題に示されている通り、過失責任と無過失責任の問題がソビエト民法（この場合三二年民法典）にどのような反映を見出したかを理論的かつ歴史的に究明することに焦点がしぼられている。損害賠償の対象範囲をめぐる論点の一つに精神的損害の賠償が位置するわけであるが、そのようなものとしての「慰謝料」については、大江論文「慰謝料の比較法的研究——ソ連——」<sup>(3)</sup>がすでに発表されている。同論文では、ソ連では今日まで精神的損害の賠償の制度が存在しないこと、近年その「復活」をめざす動きがあることを指摘しつつ、革命前の論争から七〇年代までの論調を手ぎわよく整理し、我々に簡潔な歴史的概観を与えてくれている点できわめて有意義である。また斉藤論文「モスクワの交通裁判」<sup>(4)</sup>は、日本人商社員がモスクワにおいて実際に遭遇した交通事故に関するソ連の裁判所の判決が紹介されている点で、詳細なケース・スタディのための得がたい資料を提供しているといえる。

本稿はこれらの先行する労作に導かれつつ、一つには、ソ連における損害賠償制度をなるべく具体的に示すこと、二つには、理論の変遷を代表的な論者の議論の組立を個別に検討することによってより深い理解に到達することを目標にしている。

(1) Сэйзю Тадагана, Институт возмещения морального вреда в японском гражданском праве—в сравнительном аспекте с советским законодательством—, в сб.: "Law in East and West/Recht in Ost und West", Tokyo, 1988.

- (2) 藤田勇「ソビエト法における損害賠償責任——過失責任と無過失責任——」法律時報、一九六〇年二月号
- (3) 大江泰一郎「慰謝料の比較法的研究——ソ連——」比較法研究、一九八二年、四四号
- (4) 齊藤一好「モスクワの交通裁判」法律のひろば、一八卷六号、一九六五年四月、このほか参照、「交通事故にあった日本人商社員についてモスクワ州裁判所刑事・民事事件判決全文(資料)」判例時報、四〇八号、一九六五年六月(判決訳——藤田勇)

## I ソビエト民法における損害賠償の対象範囲

損害賠償の対象範囲という時、その意義は必ずしも一義的でない。精神的損害が含まれるか否かの問題、またそれは一応別に「完全賠償」原則とかわる賠償範囲の問題があるほか、人の死亡事故の場合死者本人の賠償請求権を認めるのかそれとも被扶養者の請求権を認めるのかという問題もその圏内に入ってくるであろう。以下、精神的損害が賠償範囲に含まれるか否かの問題を関心の中心に据えつつ、ひとまず現行ソビエト民事立法における損害賠償制度のあらましを述べてみよう。<sup>(1)</sup>

### 一 現行民法典における関連条文

ソビエト民法諸制度の大綱は「ソ連邦および連邦構成共和国民事立法の基本原則」<sup>(2)</sup>（一九六一年採択）に定められているが、より具体的、より詳細な条文はこの「基本原則」に基いて制定された各構成共和国の「民法典」の中に見出すことができる。われわれも、ここでは便宜上「ロシア・ソビエト社会主義連邦共和国民法典」<sup>(3)</sup>（一九六四年採択）——

以下「民法典」に主として準拠しつつ検討を進めてみたい。

民法典第二〇章は「損害惹起の結果発生する債務」と名づけられており、四四四条ないし四七一条(全二八条)がその内容をなす。この章がわが国の民法典第三篇第五章不法行為にほぼ相当する。そしてこの全二八条をいわば不法行為法の総則的部分と各則的部分とに大別することができる。<sup>(4)</sup>

まず、総則的部分について見るならば、冒頭の第四四四条が最も基本的な内容を含んでいる。

「第四四四条 損害惹起に対する責任の一般の根拠

市民の人身もしくは財産に惹起された損害ならびに組織体に惹起された損害は、ソ連邦の立法によって規定された場合を除き、加害者によって完全な範囲で賠償されなければならない。

加害者は、損害が自己のヴィナー(主観的責任条件)によらないで惹起されたことを立証しうるならば、その賠償を免除される。

適法な行為によって惹起された損害は、法律によって定められた場合にのみ賠償しなければならない。」

右に見られるように本条には、発生した損害、因果関係、違法性、主観的責任条件といった基本的な諸責任条件が要素として含まれているほか、立証責任が加害者側に課せられていること、「完全賠償」原則があることが明記されている。

総則的部分では、本稿の場合、そのほか第四五七条にも注目しなければならない。

「第四五七条 損害賠償の範囲、性質、算定額

裁判所、仲裁機関または第三者仲裁裁判所は、損害の賠償を命ずるにあたり、事件の状況に応じて、現物による

賠償（同種・同質の物の提供、毀損された物の修理等）または惹起された損害額の完全な賠償（第二一九条）を損害に対して責を負うべき者に義務づける。」

次に、各則的部分ではその諸条文を加害の主体、加害の手段、加害の客体等の観点からいくつかのグループに整理することが可能であるがここでは割愛する。

(1) 参照、藤田勇『概説ソビエト法』東京大学出版会、一九八六年、第四章第一節、藤田他『ソビエト法概論』有斐閣、一九八五年、第一八章（担当——直川）

(2) 邦訳、稲子恒夫「ソ連の新民法」名大法政論集、一九六五年、三〇巻・三一巻。なおこの「民事立法の基本原則」は一九八一年に大改正を蒙った。

(3) 邦訳、五十嵐清・佐保雅子『ロシア共和国民法典』邦訳』北大法学、一九六五年、一六巻一号以下。ロシア共和国民法典も一九八七年に大改正を蒙っている。

(4) Красавчиков О.А. (ред.), Советское гражданское право. т. 2, М., Высшая школа, 1985, с. 351.

(5) Там же, с. 351-352.

## 二 現行法における損害の分類と精神的損害賠償制度の欠落

現行民法における不法行為法制度を解説する近年のソビエト文献の中には「損害」概念についての記述を省略して、ただちに前記第四四四条第一項に含まれる二種の損害を財産的観点のみから説明するものがある。<sup>(1)</sup> その結果「非財産的損害」の範疇は全くあるいは殆ど無視されてしまうことになる。

その点では旧民法典時代のソビエト文献の方がそれなりにはるかに「理論的」であつたと評することができるが、<sup>(2)</sup>現在時としてそのようなあいまいな状況が現出していることの背景には、精神的損害賠償肯定論が近年無視できない勢いを持つて来たという事情がかえつてひそんでいるのかも知れないと思わせるものがある。

いづれにせよ、現行民法典第四四四条第一項の通説的解釈としては、損害には財産に対して加えられたものと人身に対して加えられたものとの二種がありうるが、それらは必ず金銭に換算しうる損害、つまり財産的損害でなければならぬのである。ここから帰結される(あるいはまた、この命題の前提となっている)暗黙の共通了解は——精神的損害というものは本来金銭に換算しえないものであるから、精神的損害それ自体の賠償はありえない——ということである。

もっとも新民法典において、市民の名誉と尊厳の保護に関する規定<sup>(3)</sup>(第七条)が不法行為の章ではなく、民法総則の章に位置せしめられていることはそれなりに論理の一貫性を示しているといえる。しかし問題は精神的損害あるいは非財産的損害<sup>(4)</sup>をどのようなものとして認識し、発生した損害の公平な分担にどうかかわらしめるかにあるであろう。

(1) たとえば以下の文献参照：Орловский П. Е. (отв. ред.), Советское гражданское право. Т. II, М., Госюриздат, 1961, с. 388. (Гл. XV Обязательства, возникающие вследствие причинения другому вреда—Яничков К. К.); Братуль С. Н., Садиков О. Н. (отв. ред.), Комментарий к Гражданскому кодексу РСФСР, изд. 3-е, М., Юрид. литература, 1982, с. 522; Сухарев А. Я. (глав. ред.), Юридический энциклопедический словарь. М.,

Сов. энциклопедия, 1987, с. 46.

右のような傾向の中で、精神的損害の賠償を肯定する近年の主要な論文を紹介している次の文献は異色といえる。Приба-нов В. П., Корнеев С. М. Советское гражданское право. Т. II. (Гл. XVII Обязательства по возмещению вреда—Белякова А. М.), М., Изд. «Юрид. литература», 1980, с. 350.

(2) たとえば次の文献参照：Флейшиц Е. А. Обязательства из причинения вреда и из неосновательного обогащения. М., Госиздат Юрид. лит., 1951, с. 20 и сл.

(3) 出版物において流布された、名誉と尊厳を毀損する情報が真実に合致しない時は、同じく出版物において反駁されなければならぬとし、またこのことに關する裁判所の判決が実施に移されない時、裁判所は加害者に対して「国庫に納入される罰金」を科することができるという内容である。

(4) 「刑事訴訟立法の基本原則」第二四条には損害が精神的、肉体的および財産的の三種に区分されている。

### 三 現行損害賠償制度のその他の基本事項

現行のソビエト損害賠償制度のその他の基本事項としては、より具体的な問題として損害賠償の方式および金額の決定に關するものがある。

先に示した通り、第四五七条には賠償の方式として二種類（現状回復及び金銭賠償）が認められており、方式の選択が優先順位を付することなく裁判所等にまかせられていること、また金銭による賠償が「完全に」なされなければならないことが主要なポイントとして含まれている。

賠償方法の二者択一については、旧民法典でも規定されていた（第四〇一条）が、この場合は現状回復を第一順位とし、それが不可能な場合にのみ金銭賠償が行われるものとされていた。ところが、この旧方式は損害をうけた財産が

よほど入手困難なものであればともかく、被害者にとっては金銭をうけとる方がはるかに便宜であって、実際には現状回復優先主義は適用をみてい<sup>(1)</sup>なかつた、とされている。

賠償の方式としてはそのほか、被害者の労働能力の減少または死亡に関連した損害の賠償は月ごとの支払によって行われる(第四六八条)ことが定められており、注目に値する。

次に「完全賠償」原則(第四四四条にもその規定が含まれていた)は、少くとも旧民法典のテキストには存在せず、あらたに明文化されたものである。この措置によって、また特に第四五七条において第二一九条<sup>(2)</sup>(損害額を賠償する債務者の義務)の参照が明記されていることと相まって、それまで存在した傾向——ややもすればい<sup>(3)</sup>わゆる「積極的損害」のみが填補され、「得られなかつた収入」(逸失利益)が無視される傾向——がこれによって是正されることとなつた、と評価されている。

このように新民法典によって、ある面では賠償範囲の拡充の方向、より正確には損害賠償の価值的等価性の原則がより徹底して採用されるにいたつた。しかしこの原則の例外が特殊ソビエト的<sup>(4)</sup>かたちで民法典自体の中に規定されている(第四五八条第二項、加害者の財産状態による賠償減額の可能性)ことに留意しなければなら<sup>(4)</sup>ない。

右の「完全賠償」原則をより具体的に理解するために、人身に対する損害の場合にあてはめてみると以下のようなのである。但しソビエト法制のもとにおいては、健康侵害と生命侵害とは賠償に関する発想<sup>(5)</sup>が全く異なるので両者をわけて考える必要がある。(財産に対する損害の場合はケースとした比較的単純であるのでここではとりあげない。)

#### A 健康に対する侵害の場合

民法典第四五九条は、特殊に健康侵害の場合における損害賠償を規定している。そして本条においても「完全賠

償」原則が貫徹されており、加害者は、(1)労働能力の喪失もしくは減少の結果として逸失した賃金、および(2)健康侵害によって余儀なくされた(=健康回復のための)支出、を被害者に対して賠償すべきことが定められている。

右の二点についても少し説明を補っておく必要があるであろう。

(1)逸失賃金——突発事故による怪我または健康に対する有害因子の長期的作用により慢性的職業病が生じた時、損害賠償の分野で主として問題になるのは、長期・短期の労働能力喪失であろう。労働能力には職業的と一般的との區別がなされ、また喪失の程度もパーセンテージによって認定されるので損害賠償額の算定は技術的にやや複雑なものがあるが、原理は簡単である。

逸失賃金として賠償されるべき金額は、平均賃金月額に労働能力喪失のパーセンテージを乗じたものを基本とし、事故後に実際に受とる各種年金その他の収入を差引いたものがそれに当る。(この金額が、積算されて一時払いがなされるのではなく、月毎に支払われる制度であることは先に指摘した通りである。)差引をする方向でとらえられる要素としてそのほかに、被害者の重大な過失が規定されている(第四五八条)。

(2) 積極的損害(又は補足的支出)——健康回復のために余儀なくされた支出についての賠償であって、第四五九条には栄養食、補装具、付添人などに対する費用が示されている。

特に問題となるのは、補装具の範囲の認識である。義足、義手、義歯などは健康回復のために装着する補装具の範囲に入ることに恐らく異論がないであろうが、各種の補助具についてはどうか。たとえば、歩行補助具を考えてみた場合、単なる一本の杖からはじまって、松葉杖、車椅子、モーター付車椅子、更には自動車までありうる。これについては時代と共に認識・判断の変遷があるように思われる。ソ連では六〇年代にはじめてモーター付

車椅子について賠償が認められ、七〇年代後半にはきわめて特殊な事情のある時に限定されていたとはいえ自動車も認められるケースが出てきた<sup>(11)</sup>。そしてその中間の時期にソ連の裁判所は自動車そのものの代金は認めなかったが、そのうちモーター付車椅子の代金に相当する分についてだけ損害賠償を認めるという態度を示したことがあった<sup>(12)</sup>。

なお、補足的支出の賠償は判決時点までにすでに為された支出に対するものに限られるのが原則であって、例外的に「将来の支出」に対する賠償が認められるような場合、その分の金額は現物商品（たとえばモーター付車椅子）を被害者に交付する機関に直接転送さるべきことを判決文において示すことになっている<sup>(13)</sup>。

また本項の賠償は一時払い方式で行われる。

#### B 生命に対する侵害の場合

生命に対する侵害に際して、日本民法におけるような、死者本人の損害賠償請求権および相続人によるその相続という構成は採用されおらず、死者の被扶養者であった労働無能力者、または本人死亡の日までに扶養をうける権利を有していた労働無能力者および胎児がその持分につき賠償請求権をもつと定められている（第四六〇条第二項）。そしてその場合、未成年者は満一六歳に達するまで、生徒は特に満一八歳に達するまで、満五五歳を越えた女子および満六〇歳を越えた男子は生涯にわたり、痲疾者は痲疾期間の間にかぎり、さらに就労せず死者の八歳未満の子、孫、兄弟姉妹の面倒をみている配偶者または親は年齢と労働能力のいかんを問わず、子、孫等が満八歳に達するまで、前記持分につき月毎の支払いによって賠償をうける制度となっている（第四六〇条第三項、第四六八条）。

埋葬費は、その負担を為した者に対して賠償される（第四六九条<sup>(14)</sup>）。

#### 四 判決（健康に対する侵害の場合）の一例

モスクワ市で交通事故により重傷を負った日本人商社員が、加害者（タクシー運転手）の所属するソビエト企業等を被告として損害賠償を請求した事件の判決（モスクワ州裁判所、一九六五年二月二七日づけ判決）によって上記損害賠償制度の一般的な説明を補っておきたい。これによって日本の損害賠償制度との基本的な異同がかわせて明かになることも期待される。

##### A 認容された請求

##### (1) 逸失賃金

1 事故の翌日から判決言渡当日までの分——一時払。

2 判決言渡の翌日から約一ヶ月後の再検査（再度の健康診断）期日までの分——毎月払。

##### (2) 積極的損害（補足的支出）

1 日本における入院費

2 日本における専門医の鑑定費用

3 日本におけるホテル静養費用

4 治療用テープレコーダーおよびテープ費用

5 通信費・交通費等

6 翻訳費、速記費

——以上すべて一時払。

ソビエト民法と精神的損害の賠償（直川）

(3) その他

- 1 事故による衣服の損失
- 2 被害者の母のモスクワへの旅費および関連費用<sup>(16)</sup>
- 3 ソ・日弁護士費用

**B** 認容されなかった請求

- 1 ソビエト民法法規に抵触ないし違反するという理由で以下の請求は認容されなかった。
- 1 平均余命期間について算出された逸失所得（ホフマン方式による）
- 2 精神的損害に対する賠償（右の逸失所得額の七〇%として算出）
- 3 一時的に取立てられるべき金額についての年利五%の支払
- 4 被害者の身体傷害によって生ずる将来のありうべき支出の取立

- (1) Иоффе О. С., Толстой Ю. К. Новый Гражданский кодекс РСФСР. Т. Изд. Лен. ун-ва, 1965, с. 372.
- (2) 「損害額として了解されているのは、債権者の為した支出、債権者の財産の喪失もしくは毀損、ならびに債務者によって債務が履行されていたならば債務者がうけとる筈であった逸失収入である」(第二一九条第二項)
- (3) Иоффе О. С., Толстой Ю. К. Указ. соч., с. 372.
- (4) 旧民法典では、被害者および加害者双方の財産状態を考慮しなければならないことになっていた(二二二民法典第四一一条)。
- (5) 職業的労働能力とは、たとえば旋盤工、タイピスト、教師等の労働に従事しうる能力をさし、一般的労働能力とは不熟練

労働に従事しうる能力をいう。

- (6) 認定に当るのには医療・労働鑑定委員会(ВТЭК)その他である。
- (7) 平均賃金月額は、労働能力の恒久的喪失の場合、事故に先立つ十二ヶ月の賃金を、臨時的喪失の場合は事故に先立つ二ヶ月間の賃金を平均することによって算出する。
- (8) この場合、年金の種類として考えられるのは①傷病年金、②老齢年金、③痠疾年金、④扶養者喪失年金、⑤功労年金、⑥個人年金、である。なお事故以前から継続して受取っていた年金は差引の対象にならない。
- (9) ほかにたとえば転地療養費などが認められる。紛争になった時の認定機関は前記医療・労働鑑定委員会などである。
- (10) См.: Бюллетень Верховного Суда СССР, 1963, № 6, с. 13.
- (11) См.: Бюллетень Верховного Суда РСФСР, 1977, № 8, с. 15.
- (12) См.: Бюллетень Верховного Суда РСФСР, 1975, № 9, с. 11.
- (13) Братуль С. Н., Садиков О. Н. Указ. комментарий. с. 541.
- (14) 賠償の対象とされる埋葬費の範囲は、スタンダードな墓碑とその周囲の柵の設置に限られる。Братуль С. Н., Садиков О. Н. Указ. комментарий. с. 551.
- (15) 一二九頁注(4)参照。
- (16) 齊藤一好弁護士は「ソ連法では認められないが、母親、被害者の気持を考へ、例外として認められた」と付記されている(傍点——直川)。

## II 二二年民法典のもとにおける精神的損害の賠償の否定論

前節で紹介したような通説・判例における精神的損害の賠償への否定的態度は、ソビエト法制にとって、実は、初

期以来の伝統的なものである。そこで本節ではそのような否定論がどのように組み立てられていたかを、旧二二年民法典の時代において代表的と思われる論者の中から二、三に限定してとりあげ、検討してみたい。

なお、二二年民法典<sup>(1)</sup>第三章「他人に対する損害惹起の結果発生する債務」(第四〇三条—第四一五条)のうちこれからの議論に最も屢々引用される条文は、不法行為法の総則的規定の出発点および中心の地位を占める第四〇三条(現行民法典の第四四四条に相当)、および損害賠償の方式を定めた第四一〇条(現行の四五七条に相当)である。<sup>(2)</sup>

## 一 A・E・セミョーノフ

はじめに、二〇年代末期(一九二八年)に出版された、不当利得および不法行為に関するコンメンタール<sup>(3)</sup>の中からセミョーノフの見解を探ってみた。この著者の学問的傾向、所属等について筆者は未だ詳かにしないが、このコンメンタール・シリーズの編集者序言には、「現存する民法典コンメンタールは部分的に時代おくれとなり、部分的に実用点ばり的な性格を有し、若干のものはソビエト法とは無縁の傾向によって貫かれている<sup>(4)</sup>」とあって、この時点でソビエト法の正統な理解を世に示すことが企図されていたことがうかがえるし、またコンメンタールの作成執筆に携ったのは主として「ソビエト法研究所」のメンバーであることが示されている<sup>(5)</sup>。あわせて参考になるであろう。

セミョーノフは第四〇三条の解説の冒頭で「損害」という用語の意義をとりあげる。ロシア語には類似の法律用語として「ヴレート (vredit)」と「ウプイトク (ybitok)」とがあるが、厳密には両者の間に区別があり、前者は「財産状態の悪化の事実そのもの」を、後者は「それに対する金銭的等価額」を指し第四一〇条ではその使いわけがなされている。他方第四〇三条において「人<sup>(6)</sup>身に対する損害」と「財産に対する損害<sup>(7)</sup>」とが区分・併置されている。そ

のほか、ドイツ、フランス等でも精神的損害の賠償が認められている。このような、いわば解釈論的、比較法的認識をもとにして、ソビエト法においても非財産的損害に対する金銭的賠償の制度が認められるとする見方が成立する可能性がある、とセミョーノワはとらえる。<sup>(7)</sup>

しかしながら、右のような見方は誤っているとされ、「一定の社会的価値はもつものの経済的価値は有せず、従って金銭的等価額において客観的に表現されえない権利・利益の侵害（たとえば、名声を損ずること、労働能力の減少をもたらしさない程度の身体侵害<sup>(8)</sup>）」をも損害の概念に含めることは根拠を欠くとコンメンタールの著者は主張する。そしてその主張の理由としてあげられているのは、①ソビエト民法典は社会諸関係の総体の規制ではなく、私的・財産的諸関係の規制を使命としていること、②人の尊厳、名声その他の社会的価値は、ソビエト的法秩序において「市場価格をもつ経済財」とはみなされないこと、③社会的危険性をもつ侵害からこれらのものを防衛する任務は「刑事裁判および刑法」に課せられていること、である。<sup>(9)</sup>

セミョーノワは更に、精神的損害に対する賠償請求はソビエトの判例において決定的にしりぞけられているとして、二・三の判例の簡単なインデックスのみを示している。<sup>(10)</sup>

(1) 二二年民法典の邦訳、末川博訳（末川『ソヴィエト・ロシアの民法と労働法』改造社、一九二六年、所収）、『ロシア共和国民法典』法務資料第三九二号、一九六五年。

(2) 「第四〇三条 他人の人身または財産に損害を惹起した者は損害を賠償する義務を負う。加害者が損害を予防しえなかつたこともしくは損害を加えうる権限を有していたこと、または損害が被害者の故意または重大な過失によって生じたことを

立証しつゝは、加害者はこの義務を免れる。」

【第四一〇条 損害賠償は原状の回復を以て成立せんが如きものによつた回復が不可能である以上は差起られた損害額の賠償を以て成立すべし如き如し。】

(3) Семенова А. Е. Обязательства, возникающие вследствие неосновательного обогащения, и обязательства, возникающие из причинения вреда [Тружницкий С. М., Раевич С. И. (ред.), Гражданский кодекс РСФСР—научный комментарий—], М., Юрид. изд. НКЮ РСФСР, 1928.

(4) Там же, с. 1. (傍点一直三)。

(5) Там же.

(6) личность (リーチノスチ)——「人格」とも読む。そう讀むと精神的なものが正面に現れてくる。「人身」と読めば生命・健康が重点がかかふる。問題の二つの重要な根源である。前掲大江、五五—五六頁参照。

(7) Семенова А. Е. Указ. соч., с. 17.

(8) Там же.

(9) Там же, с. 17-18.

(9) 1. Решение Харьковского губсуда по иску «о бесчестьи» (ВСЮ) 1923 № 5), 2. Определение Верховного УСРР по д. Санина—«о возмещении вреда не за телесное повреждение, как таковое, а исключительно в связи с потерей заработка» (Судебно-Арбитр. Бюллетень) №. 5—6 1927 г. или (ВСЮ) №. 4—27 г.), 3. Определ. ВС РСФСР по д. № 86233 (Суд. Практика) № 6 1927 г.).

## 二 K・M・ワルシャフスキー

ワルシャフスキーは、自著の序言で損害賠償制度がソビエト民法においてブルジョア民法にくらべて二重に複雑な

ものとなっている事情を指摘している。

「西欧においても損害賠償制度は、他のいかなる制度に比してもローマ法の堅固な土壌の上に基礎づけられている程度が少いためにきちんとした確立した型態を析出しておらず、したがって意見の相違のための豊かな養分を供給している。損害賠償制度はソ連の民法において一層多くの論争を生み出しつつあるが、そのソビエト民法たるや西欧法のすべての基本概念——それらの概念と共に背後にひそんでいるすべての問題——を所与の分野にとり入れた上で、今度はソビエト制度の階級の本質を反映し、したがって理論と実践においてあなたの見解対立をよび起している一連のきわめて本質的な独得な諸規範によってこれらの基本概念を複雑化してしまつた。」<sup>(2)</sup>

この指摘からもうかがえるように、ワルシャフスキーは西欧不法行為法についての深い理解を前提としてその研究をとりまとめているといえる。

また第二の特色として、判例の分析にも力点を置いていることがある。「……研究対象とされたテーマの範囲内ではわが国の判例を最大限に利用することを心がけた。われわれの考えによれば、当該の問題が議論を呼ぶものであればあるほど抽象的な考察をこねまわすことよりもその問題のあれこれの解決の生命力を生きた素材の試練にかけることが大切である。」<sup>(3)</sup>

ところで、本書第二章「損害の概念とその賠償の条件」の中で「非財産的損害の賠償に関する問題」に一節を割き、著書は第四〇三条の「損害」は財産的損害とのみ解すべきであり、「非財産的損害（精神的損害）」はそれ自体としては賠償がなされるべきでない、とあらかじめ結論を明示する。<sup>(4)</sup>

この結論の直接の論拠は以下の二点において見出されている。第一は、ソビエト民法典の規制する社会的諸関係の

範囲についての認識である。「民法典全体が——資本主義諸国の法典とことなり——財産関係のみを扱い、非財産的性格のあらゆる制度（人格の権利、家族権）を回避している<sup>(5)</sup>のである以上、非財産的損害の賠償の可能性は法律に特別の定めがある場合に限って認められうるであらう。」<sup>(6)</sup>

第二に用語の問題として、第四〇三条ではまさに「賠償<sup>(7)</sup>」という語が用いられているのであって、別の類似の表現が用いられているのではない。そしてこの語の法的意義は第四一〇条に示されている通りであって、これを用いるためには「ウブイトク」（先に示したように、損害に対する金銭的等価額）の存在が前提されている。ところで非財産的損害は金銭による等価的換算が全く不可能なのであって「いかなるウブイトクもよび起さない」のである<sup>(8)</sup>。

ワルシャフスキーのこのような見方は、細部で異なる所があるにしても、「精神的なもの」は金銭的評価になじまないとの大前提、民法（典）の守備範囲、用語法の視点からする問題の吟味といった点で、セミョーノワの発想と殆ど同じといって差しつかえないであらう。

著者は更に考察を進め、B・ウテエフスキー<sup>(9)</sup>の主張するように精神的損害に対する損害賠償の訴の制度を導入するとすれば、加害者に対する威嚇の効果、予防的效果は確かにあるかもしれないが、有害な社会的副次的効果もたらせられる危険性があることを指摘する。すなわち万事を金で解決しようとするものの考え方の強化ないし復活、乱訴の危険などをあげている<sup>(10)</sup>。

次に、判例の分析であるが、「わが国の裁判実践も非財産的利益は金銭的請求の対象たりえないとの見解を堅持している<sup>(11)</sup>」としつつ、注の中で六例を紹介している<sup>(12)</sup>。しかしそれもセミョーノワにおけるより取扱いがいいのであるにせよ、判例の骨子としてもあまりにも簡単すぎるので、その中から有名な一九二七年の一例のみを、別の文献をも

参照しながら、より具体的ななかたちで記述し参考に供したい。

「Mは「重度の精神病」の治療をうけるため被告医師の所有する「？」病院に入院した。医師は同人が「先に首つり縄から救助された者である」ことが告げられていたにもかかわらず、適切な予防措置を怠り、同夜患者は自殺した。未亡人および娘は扶養料支払を求めて訴を提起した。地方裁判所「原審」は以下のように判示した。Mの死亡は被告の過失によって生じたのではあるが、鑑定によればこの患者は治療不能な病状にあり、その死亡前に労働能力を一〇〇パーセント喪失し、原告を扶養しえていなかった。すなわち遺族はMの死亡によって何らの「物質的損害」をも蒙らなかつたのであるから原告の請求は認められない。

ロシア共和国最高裁判所民事部は、「精神的損害」の金銭的賠償という概念はソビエト的<sup>(13)</sup>法意識と無縁であるとして第四〇六条<sup>(13)</sup>の適用を排除したのは正しかつたと判示して控訴を棄却した<sup>(14)</sup>。」

この判決では「ソビエト的<sup>(13)</sup>法意識」に合致しないことが明示されていることに注意しなければならない。マレーインによれば、その後、三〇年代以降、精神的損害の賠償事件は判例の中に見出されなくなった<sup>(15)</sup>、とされる。

(一) Варшавский К. М. Обязательства, возникающие вследствие причинения другому вреда. М., Юрид. изд. НКЮ РСФСР, 1929.

(2) Там же, с. 3.

(3) Там же, с. 4.

(4) Там же, с. 41.

(5) 二二年民法典は、例えば、名誉権とか肖像権とかいう人格的非財産的権利についての規定を全く欠いていた。(この点で

は現行民法典と異っている。また、相続法は含まれていたが(第四一六条以下)、家族法(親族法)は別立てになっていた。(この点は現行と同じである。)

(6) Варшавский К. М. Указ. соч., с. 41.

(7) 類例の表現として、вознаграждение, компенсация, заглаживание なる語句は誰の語句である。 Там же.

(8) Там же.

(9) Утевский В. Возмещение немущественного вреда, как мера социальной защиты.— ВСЮ, 1927, № 35.

(10) Варшавский К. М. Указ. соч., с. 43-44. なおこの部分に付せられた注のなかで、すべてを金銭で換算するブルジョア社会、ブルジョア精神にいつのブルクスヤシホルシヨニヴィチの批判的発言が紹介されているのは、ワルシャフスキの発想のある種の根源をうかがわせるものとして興味深い。

(11) Там же, с. 44.

(12) 1. Определение ГКК РСФСР, 23 марта 1926 («Определения», № 88) 2. Инструктивное письмо В. С. РСФСР 1925 г. №2 («ЕСЮ»), № 31, стр. 1072) 3. Определение ГКК, 13 января 1927 (С. Пр. № 6, стр. 10)

4. Определение ГКК УССР, 4 декабря 1926 (ВСЮ 1927 г., № 4) 5. Решение Харьковского губсуда по иску о бесчестьи (см.: Зейц, Возмещение морального вреда по советскому праву.— ВСЮ 1927, № 47) 6. Практика ВАК РСФСР (Определение 22 июня 1928 г., САВ №15, стр. 10)

(13) 「第四〇六条 第四〇三条乃至第四〇五条によつては加害者が損害賠償の義務を負わぬ場合においてもなお、裁判所は加害者の財産状態と被害者の財産状態とに依拠して加害者に損害の賠償をなす義務を負わせることができる。」

(14) 注(12)のうち、3のケースによつて V. Gsovski, Soviet Civil Law, Ann Arbor, 1948, p. 540 を参考にしつゝ、紹介した。この事件はヘンリマンノワの示したものである。また、この事件について言及している。(次註参照、なお引用文中の傍点——直川)

(15) Малеин Н. С. Возмещение вреда, причиненного личности. М., Юрид. дигт., 1965, с. 17.

### 三 Φ・A・フレイシッツ

その後、精神的損害の賠償の否定が完全に通説化した段階での、いわば「仕上げの段階」での議論の組立てを、戦後の一九五一年のフレイシッツの著作<sup>(1)</sup>において要点のみ整理しておくことにしたい。

#### (1) 損害の概念

損害とはソビエト法によって保護される法益のあらゆるかたちにおける減少である。

#### (2) 損害の種類

金銭によって表現されうる損害とされえない損害とがあり、前者は財産的損害、後者は非財産的損害とよばれる。なお、財産的損害の金銭的表現は「ウブイトク」と呼ばれる。

#### (3) 損害賠償の範囲

損害賠償の範囲は、財産的損害に限定される。

#### (4) 財産的損害の発生する二種の場合

財産的損害は、被害者の物質的法益に対する違法な作用によって発生する場合と、非物質的法益に対する違法な作用によって発生する場合とがある。

#### (5) 非財産的損害の賠償

非物質的法益<sup>(「人身」)</sup>に対する損害は、財産的損害を伴わないかぎり金銭的賠償に服しない。

非財産的損害に対して財産的賠償を行うことは、生命、健康、名誉、人の創造的達成といった法益を金銭に換算す

ることにはかならず、それはソビエト社会主義社会の基本的な物の見方と相容れない。非物質的法益それ自体の保護は、民法的には損害賠償以外の手段によって、また一定の条件のもとにあっては行政法的、刑法的手段によってなされる。

フレイシッツの著作<sup>(2)</sup>においては、ブルジョア民法における損害概念について独立の一節が設けられているが、その中で特に非財産的損害の財産的賠償の制度が批判的のとなつてゐる。

この著者も、『資本論』第一巻の中の一節<sup>(3)</sup>を引用しつつ、ブルジョア社会では身近な者の死による悲しみ、夫<sup>(妻)</sup>の裏切りから来る屈辱の念等々までもが貨幣に転化することを述べる。その際西側法学者の証言としてフランスのマゾーの著書<sup>(4)</sup>からの引用がなされる。

また二〇世紀二〇年代末から、フランスではストライキによって企業者に与えられた「精神的損害」の賠償が労働組合に対して言渡されるようになり、フランスの裁判所は「精神的損害」の賠償の制度を労働者階級に対する闘争の武器に転化し、またその他の反動的目的のために利用するようになったとする。さらに、イギリスの判例法も「精神的損害」の賠償を広く認め、アメリカの判例法はより一層広汎に認めているが、仏・英・米ともおしなべて裁判所の自由な裁量によって事案の解決がなされることになっており、これはまさに大資本の、そして帝国主義の時代においては独占資本の、利益への裁判所による奉仕のあらわれにほかならないと記述<sup>(5)</sup>されている。

(1) ここにはフレイシッツの次の著作が主として参照されてゐる。Bравць С. Н. (ред.), Советское гражданское

право. Т. II, М., Госюриздат, 1951, с. 292-293. (Гл. XVI Обязательства из причинения вреда—Флейшиц Е. А.)

(2) 以上の記述はノン・トランジットの次の著書に依拠している。Флейшиц Е. А. Обязательства из причинения вреда и из неосновательного обогащения. М., Госюриздат, 1951.

(3) ヘルクス『資本論』第一巻第一篇第三章「貨幣または商品流通」参照。

(4) Léon et Henri Mazeaud, *Traité théorique et pratique de responsabilité contractuelle et délictuelle*, 1934, vol. I, pp. 384, 387, 397-399.

(5) Флейшиц Е. А. Указ. соч., с. 29.

### III 現行民法典のもとにおける精神的損害の賠償の肯定論

現行民法典の制定（ロシア共和国では一九六四年）以後の判例・学説においても、精神的損害の賠償について——多少動搖のきざしはなくてはならないもの——総じて否定的態度が維持されていることは第一節において指摘した通りである。本節ではそのような状況の中で姿を見せはじめた精神的損害賠償肯定論のうち主要と思われるものをとりあげてその内容を研究してみたい。

ここでまず忘れてならないのは、すでに旧二二年民法典のもとで、異説（＝肯定説）が全く存在しなかったわけではない、ということである。そのような小教説の主張者としては、（若干の重複をいとわずにあげるとすれば）ラビツキ I（一九二〇年の論文）、ブラウデ（一九二六年の論文）、ウテエフスキー（一九二七年の論文）、アガルコフ（一九三九年の

論文)及びナザエロフ(一九五八年の論文)の存在が知られている。<sup>(2)</sup> そのほかライエヴィチ(一九二五年のコメント<sup>(3)</sup>ル)などにも目配りをする<sup>(3)</sup>ことが望ましいであろう。

## 一 H・C・マレーン

マレーンによって展開された、精神的損害賠償否定説の批判は以下の<sup>(4)</sup>ような構成を伴っていた。これを筆者なりに若干整理・圧縮して示すことにしたい。

### (1) 問題の所在

従来<sup>(5)</sup>の通説・判例にしたがって、非財産的(精神的)損害それ自体は、社会主義民法上損害賠償になじまないものとすれば、次のような事態が生ずるであろう。

〔事例1〕 事故で怪我をして労働能力が減少または消滅し、健康回復のために思わぬ出費も強いられた。または本人が死亡した結果その扶養をうけていた労働無能力者が生活の糧を失った。——これらの場合にはまさに財産的損害が問題になっているのであるから被害者は民法上定められた「完全な」賠償をうけることができる。

ところで、ここで考えなければならないのは、たとえば、健康侵害の結果として視力喪失が生じた時、いくら「完全な」賠償をうけたとしても、それだけでは失われた視覚の代償は考慮の外におかれている。すなわち被害者に対して「見る楽しみ」の代りに、たとえば「聴く楽しみ」の可能性を保障すべきであって、そのための金銭的措施を講じて然るべきである。<sup>(6)</sup>

〔事例2〕 軽傷で済んだ(病院で手当をうけたとしてもソ連では医療は無料)、または、死亡したとしても扶養料を請

求する者がたまたま居なかったというケースの場合、財産的損害は両ケースともゼロとみなされ、あるのは怪我をした本人が感じた傷の痛み、後に残された労働能力ある近親者の悲嘆、すなわち非財産的損害だけである。すなわちこれらの「被害者」達は民法上救済にあたいするものとは評価されず、全く放置される結果となる。

ところで一例をあげるならば、通説・判例の立場によれば、容貌の侵害は労働能力の喪失・減少と無関係とされ、損害賠償はうけられない。しかし実の所それは被害者の心理に強い影響を与え、就労等の可能性を減少せしめることがある。<sup>(6)</sup>

〔事例3〕 右の事例2の場合でも、せめて加害行為が刑法上の観点から犯罪とされれば、加害者はその刑事責任にもとづいて刑罰に処せられる筈である。しかし加害行為が常に犯罪とされるとは限らない。もしそうであれば加害者の何らかの意味での法律上の責任も問われないで放置されることになる。<sup>(7)</sup>

かくして、結果の重大性（人の健康侵害、人命の喪失）にもかかわらず、ここには責任の空白（加害者にとって）及び救済の空白（被害者にとって）が生じうるのであって、これは通説・判例の立場から帰結される重大な欠陥であるといわなければならない。<sup>(8)</sup>

マレーインはその他「将来において発生しうる損害」についても詳細な検討をおこなっている。<sup>(9)</sup>

## (2) 通説の論拠とその批判

マレーインは、右に指摘したような欠陥を伴う通説的立場の主要な論拠を以下の二点において見出ししている。<sup>(10)</sup>

- ① 精神的損害の賠償は、社会主義的法意識に無縁である。
- ② 精神的損害には値段がつけられない（金銭的等価額を見出すことが不可能である）。

① についての批判

1 通説の論者がこの①の論拠を提出するとき、屢々『資本論』の一節「それ自体としては商品ではない物、たとえば良心や名誉などは、その所持者が貨幣とひきかえに売ることができ<sup>(11)</sup>る」を引用するが、マルクスはそこで特殊に精神的損害の賠償の問題を研究しようとしていたわけではないので、引用の仕方が不当である<sup>(12)</sup>。

2 少数説の論者のうち、市民の名誉・尊厳の侵害に対して金銭賠償を提案している者はおらず、その点では問題がない<sup>(13)</sup>。

3 六〇年代ではチェコスロバキア、ポーランドなど、民法典において精神的損害の賠償を規定する社会主義諸国が現れた<sup>(14)</sup>。

4 社会主義諸国（ソ連を含む）の伝統的法制度においても実は非財産的モメントが一定の財産的評価をうけている場合がある。たとえば、人保険制度、被相続人を殺害した相続人の廃除、民法典第一九〇条（違約金の減額に際しての考慮の対象）など<sup>(15)</sup>。

かくして、非財産的利益の考慮と社会主義制度・社会主義的法意識とが相互に無縁であると主張することは不可能となる。また逆に、ブルジョア諸国における立法、判例、学説は多様であって、そのすべてが精神的損害の賠償に好意的であるとは限らないことに特に留意する必要がある<sup>(16)</sup>、としている。

② についての批判

「値段がつけられない」という命題を、「厳密に金銭的等価額を確定することが不可能である」と理解するとすれば、それは、生命・健康の侵害によって生ずる財産的損害の評定についても殆んど同じことが言<sup>(17)</sup>うる。あくまで程

廣問題である。

フーバーンの批判は、理論・判例をたしつておられるが、法律を如何なるべきかを論議しなさい。

- (1) 111号博士論文の著者の名を、カдыков Ю. Возмещение вреда, причиненного имуществу, Саратов, 1965, Майданик Д. А., Сергеева Н. Ю. Материальная ответственность за повреждение здоровья, М., 1968. なお、この問題の機会を述べよう。
- (2) Мадени Н. С., Шиминова М. Я., 大正12年12月16日無罪判決の不服控訴の趣旨を論ずる。Лапчикий В. Вознаграждение за немущественный вред («Сборник Ярославского государственного университета», вып. 1, Ярославль, 1920); Брауде И. Возмещение немущественного вреда («Революционная законность», 1926, № 9-10); Утевский В. Возмещение немущественного вреда как мера социальной защиты («Еженедельник советской России», 1927, № 47); Агарков М. М. Обязательства из причинения вреда (Действующее право и задачи ГК СССР) (Проблемы социалистического права, 1939, № 1); Назаров Х. Совершающемуся правонарушению, «Известия» от 3 августа 1958.
- (3) 大正12年12月16日無罪判決を参照。
- (4) Мадени Н. С. Возмещение вреда, причиненного личности. М., Изд. Юридическая литература, 1965.
- (5) Там же, с. 21.
- (6) Там же, с. 14. 21.
- (7) Там же, с. 14.
- (8) Там же, с. 15.
- (9) Там же, с. 23 и сл.
- (10) Там же, с. 17.

フーバーン法と精神的損害の賠償 (直川)

- (11) 『ベルクス・エンゲルス全集』大月書店、第二a卷一三六頁。
- (12) Магени Н. С. Указ. соч., с. 18.
- (13) Там же. なお現行民法典第七條および本稿二二二頁参照。
- (14) Там же. なお大江前掲五九頁以下参照。
- (15) Там же, с. 19.
- (16) Там же.
- (17) Там же, с. 19-20.

## 二 М·Я·シミонов

マレーインの仕事が理論的レベルでの、精神的損害の賠償否定説を標的として展開された鋭い批判的分析であったとすれば、シミノワのそれは<sup>(1)</sup>新民法典の定着と判例の若干の新動向をふまえてより大胆な立法論をのべているところに特色があると思われる。

シミノワの積極的発言は、特に、「損害賠償の訴に関する裁判実践について」と題する一九六三年一〇月二三日づけソ連最高裁判所総会決定<sup>(2)</sup>をめぐってくりひろげられる。

「医療・労働鑑定委員会の鑑定にしたがって、被害者がいかなる種類の補装具をも装着することが不可能であるうと認められるようなきわめて例外的な場合に、裁判所はモーターつき車椅子の購入に要した費用を被害者に賠償することを加害者に命ずることができる<sup>(3)</sup>。」

この場合被害者の財産的損害は、いわゆる「完全賠償」原則にしたがって賠償されていることが前提となるから、

右のような内容を伴った歩行補助用具の代金の支払命令はもはや精神的損害の賠償に異なるところはない、とシミーノワは判断する。なぜなら、モーターつき車椅子を利用することによって、この被害者は近隣の人々と交際する機会をふやすことができ、金銭的評価になじむ物的手段の助けによって多少なりとも精神的損害（心の鬱屈）を緩和しまぎらわすことができるからである。<sup>(4)</sup> 現行法の堅固な防壁はこの最高裁判所決定によって僅かばかりひらかれたようである、とシミーノワには思える。

ところで、怪我の程度などによって右のような移動用具も使用できないとしたら、現行の法制のもとではそれ以上に被害者の苦痛を和げるための手段は期待できない。あとは立法的解決のみが問題になる、とシミーノワは主張する。<sup>(5)</sup>

現行民事立法にしたがえば損害の賠償は財産的損害に限られていることを認めることにしよう、とシミーノワは一步譲歩してみせる。ところで民法典第一条には次のように規定されている。

「第一条第一項 ロシア共和国民法典は、財産関係およびこれと結びついた人格的非財産関係、また同様に、法律の定めがある場合にはその他の人格的非財産関係<sup>(6)</sup>を規制する。」

右の文言における「法律に定めがある場合」を特に念頭に置きながら、シミーノワは次のようにのべている。

「民法によって保護される市民の利益の範囲が拡大され、財産的関係と結びつかない人格的非財産的関係が民法的規制の客体として認められた今こそ、更に一步を進めて、精神的損害に対する財産的責任を打たてることが必要である。」<sup>(7)</sup>

- (1) Шиминова М. Я. Имущественная ответственность за моральный вред. — Советское государство и право, 1970, № 1.
- (2) «Высшего Верховного суда СССР», 1963, № 6, с. 13.
- (3) Шиминова М. Я. Указ. статья, с. 120. 以下引用。
- (4) Там же.
- (5) ところが、先に示したように、裁判所の判断は七〇年代に入ってから一段と新しい展開をみせている(三三五頁以下参照)。その意味では現実の動きの方が速いともいえるが、しかし今日でも以下の考え方の大筋を変更する必要をシミノワはいさかかも認めないであろうと思われる。
- (6) 「その他の人格的非財産関係」とは、財産関係と結びつかない人格的非財産関係にはかならない。現在そのような範疇に入るものとして民法典に規定されているのは「市民の名誉と尊厳の保護」(第七条)および「肖像権の保護」(第五一四条)のみである。
- (7) Шиминова М. Я. Указ. статья, с. 118. (傍点—直川) 次の文献と同旨である。Шиминова М. Я. Компенсация вреда гражданам. изд. «Наука», 1979, с. 48 и сл.

\* \* \*

一九八七年のソ連共産党中央委員会一月総会以来ソ連国内には実質的に“ペレストロイカ”の嵐が吹きはじめた。ソビエト民事立法も時代の新しい波に動かされてやがて改正へとつらなっていくであろう。<sup>(1)</sup> 否、すでに「民事立法の基本原則」は一九九〇年の前半に見直しが行われることがすでに決定されている。<sup>(2)</sup> 重要問題が山積している中で、本稿のテーマがどのように取扱われてゆくであろうか期待をもってその動きを見守りたい。

- (1) 参照、大江前掲六一頁「二〇年代以降の『等価的』補填批判にもとづく慰謝料制度の消滅ないし排除論から『満足』概念にもとづく『復活』論への以上のようなシグザグの移行過程は、今日その最終局面を経過しつつある。」(傍点——直川)
- (2) См. Грибанов В. П. Проблемы изменения Основ гражданского законодательства Союза ССР и союзных республик.—Вестник Московского университета, Серия Право, 1987, № 4, с. 30.

(一九八八年七月)